

産婦健康診査を長野県外の医療機関等で受診する方へ

制度の概要

里帰りなどの理由により、長野県内で「産婦健康診査受診票」を使用できない方が、県外の医療機関で受診した際に自己負担した産婦健康診査料（保険適用外分）を受診票の上限額の範囲で、長野市から受診者へ助成（返金）する制度です。産婦健康診査終了後、以下の書類をご提出ください。

申請窓口 長野市保健所健康課 窓口へ持参又は郵送

必要書類 書類は、出産後一年以内にご提出ください。

1. 長野市産婦健康診査料請求書	請求者は受診者本人としてください。 請求額は未記入のままご提出ください。 振込先は受診者本人名義の口座をご記入ください。 （振込先名義人が本人以外の場合は「委任状」が必要です。）
2. 産婦健康診査受診票（補助券） ※ 健診結果が記載済のもの	県内で使用できなかった長野市交付の受診票 受診医療機関等による <u>健診結果の記載が必要</u> （医療機関記入欄、請求書欄に示す医療機関番号、所在地、名称、医療機関の長、及び裏面問診結果）
3. 医療機関等発行の領収書（原本）・ 診療明細書（ある場合のみ）	原本は、確認後お返しいたします。

申請後、審査により償還年月日及び金額が決まり次第、長野市から決定通知書を送ります。指定した口座への入金をご確認ください。

（お支払いまで、申請から2か月程度かかります。）

手続きに関する注意事項

- 支払上限額は1回5,000円（1人2回分まで）です。
- 産婦健康診査受診票には、受診医療機関による受診結果の記載が必要です。
受診前に、医療機関等に裏面説明文により対応についてご相談ください。
必要な産婦健康診査項目を全て受診していない場合や、健診結果に記載もれがある場合は、助成の対象外です。
必要な健診結果等が全て記載されている場合は、医療機関独自の別様式を、長野市で交付した未記載の産婦健康診査受診票と併せて提出することで請求が可能です。
- 産婦健康診査受診票は、請求時に必要です。請求まで大切に保管してください。
- 領収書等は、受診者の氏名や医療機関名、受診年月日が確認できるものを提出してください。
※領収書等で検査項目等を確認できない場合、医療機関等に確認する場合がありますのでご了承ください。
- 長野市に住民票がある期間の受診分が対象です。住民票が長野市外にあった期間の受診分は助成対象にはなりません。住所地の自治体へお問い合わせください。

お問い合わせ先

長野市保健所健康課母子保健担当 〒380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話 (026) 226-9963

長野市在住者の産婦健康診査を実施する医療機関の方へ

長野市では、国が定める厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合 支援事業の実施について」に基づく産婦健康診査への助成を実施しています。

県外で受診した産婦健康診査受診者は、受診後、自己負担した受診費用を当市に請求し、助成を受けることができます。請求の際、下記による産婦健康診査の結果の提出が必要となりますので、受診票に結果を記載し産婦へお渡しいただきますようご協力をお願いします。

1 助成対象となる健診内容

次の項目全てを実施すること

- ・問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服用歴等）
- ・診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ・体重・血圧測定・尿検査（蛋白・糖）
- ・エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）による問診

支援が必要と判断される受診者に対しては、適宜、次に掲げる対応を行う。

- ・受診者のセルフケアに関する助言・指導
- ・子育て世代包括支援センター等、市町村の相談窓口等に関する情報提供
- ・実施機関における経過観察
- ・精神科に関する情報提供（可能であれば精神科医療機関を紹介）
- ・その他、受診者を支援するために必要な助言・情報提供等

健診の結果、評価及び上記の対応内容については長野市へ速やかにご報告ください。

2 健診回数 2回まで（1回の出産で1人2回まで）

3 受診票の書き方（下記図の太枠内）

表面：「医療機関記入欄」の記入項目全て、および「産婦健康診査料請求書欄」の日付、医療機関番号、所在地、名称、医療機関の長を記入してください。

裏面：問診票下段の受診日、医療機関名、医師名、助産師・看護師名、結果の欄を記入してください。

※ 必要な健診結果等が全て記入されている場合は、当市受診票様式ではなく実施機関独自の別様式でも構いません。⇒ 健診結果を記載した産婦健康診査受診票を本人にお渡しください。

[illegible]

<表面の記入箇所>

[illegible]

＜裏面の記入箇所＞